

冬季オリンピック・パラリンピック招致調査特別委員会の運営方針（案）

基本方針	内 容	備 考
① 調査方針	冬季スポーツをけん引する国際都市としてさらなる飛躍を図るとともに、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えるため、冬季オリンピック・パラリンピック招致に向けた取組や本市施策等について必要な事項を調査する。	調査事項の詳細については、理事会で協議する。
② 調査事項	(1) 冬季オリンピック・パラリンピックの招致に関する調査 (2) 冬季オリンピック・パラリンピックの招致に関連する施策等についての調査	

調査結果の取扱	内 容	備 考
① 意見書等の提出・決議	冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向け、必要に応じて招致に関する決議を行い、関係機関に対する意見書等を提出する。	意見書案等の取りまとめは、理事会の協議事項とする。
② 報告書の作成	調査結果を踏まえ、必要に応じて報告書を作成する。	報告書の取りまとめは、理事会の協議事項とする。

懇談会・委員派遣	内 容	備 考
① 懇談会	冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向け、効果や課題などについて調査するため、学識経験者等を参考人として招き、意見交換を行う。	必要性や具体的内容については、理事会で協議する。
② 行政視察	冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動や大会の開催実績、関連する施策等に関する先進都市の取組を調査するため、委員を派遣する。	
③ 要望活動	冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向け、状況に応じ、関係省庁や国会議員等に対し要望活動を行うため、委員を派遣する。	